

包括的公表

平成20年4月28日

県立病院の医療事故の状況

平成19年度下半期に判明した県立病院の医療事故のうち、「愛媛県立病院医療事故公表基準」に規定する包括的公表に該当するものは次のとおりです。

1 事故件数

発生時期	中央病院	今治病院	三島病院	南宇和病院	新居浜病院	合計
18年度下半期		1				1
19年度下半期					1	1

2 事故の概要等

事故の概要	改善策	備考
急性心筋梗塞の手術後、血液の凝固を防ぐ薬剤を血液凝固時間の検査数値を確認しながら、用法及び用量として定められた基準値の範囲内で投与していたが、右足付け根に血腫を生じた後も基準値の範囲内で投与を継続したため、右足大腿部に内出血を生じた組織内圧が上昇し、神経の機能障害を来し、右足に麻痺を生じた。	薬量の調整は、検査数値が用法及び用量として定められた基準値の範囲内であっても、症状等を総合的に判断して行うことを徹底する。	平成18年10月 男性60歳代 〔今治病院〕
腹部大動脈瘤手術の輸血用血液(院内採血)の試験報告書にB型肝炎ウイルス検査結果判定保留の記載があるのを見落として採血を指示したため、輸血された患者がB型肝炎ウイルスに感染した。直ちに発症を抑える薬剤を投与し、経過観察している。	試験報告書の判定保留等の文字を赤字で大きく記載し赤枠で囲み、検査技師から看護師を通じ口頭で医師に伝える。医師、看護師が、輸血時にも試験報告書を再確認する。	平成19年11月 男性70歳代 〔新居浜病院〕

お問合せ先

公営企業管理局県立病院課

TEL(089)941-2111 内線2811